

平成30年度名古屋市教育委員会第14号議案

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

平成30年9月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「第5項」を「第6項」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「第6項」を「第7項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（抜すい）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号。以下「条例」という。）第3条並びに別表幼稚園の表備考第6項及び第7項の規定に基づき、名古屋市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）の授業料の減免等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例別表幼稚園の表備考第6項の教育委員会規則で定めるもの）</p> <p>第4条 条例別表幼稚園の表備考第6項に規定するC₁階層からC₄階層までのうち教育委員会規則で定めるものは、C₁階層とし、同項に規定する教育委員会規則で定める授業料の額は、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第1番目の子どもについては3,000円とし、第2番目以降</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号。以下「条例」という。）第3条並びに別表幼稚園の表備考第5項及び第6項の規定に基づき、名古屋市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）の授業料の減免等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例別表幼稚園の表備考第5項の教育委員会規則で定めるもの）</p> <p>第4条 条例別表幼稚園の表備考第5項に規定するC₁階層からC₄階層までのうち教育委員会規則で定めるものは、C₁階層とし、同項に規定する教育委員会規則で定める授業料の額は、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第1番目の子どもについては3,000円とし、第2番目以降</p>

の子どもについては0円とする。

(条例別表幼稚園の表備考第7項の教育委員会規則で定める子ども)

第5条 条例別表幼稚園の表備考第7項に規定する教育委員会規則で定める子どもは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める子どもとする。

(1)～(2) (略)

の子どもについては0円とする。

(条例別表幼稚園の表備考第6項の教育委員会規則で定める子ども)

第5条 条例別表幼稚園の表備考第6項に規定する教育委員会規則で定める子どもは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める子どもとする。

(1)～(2) (略)

